

平成 29 年度

## 三朝町キラリと光る町づくり支援交付金

【元気な地域づくり支援事業】

【持続的な地域協議会支援事業】

【明日の三朝町を担う人材育成事業】

### 募 集 要 項

[募集期間]

平成 29 年 4 月 3 日（月）～平成 29 年 12 月 15 日（金）まで

[交付審査]

申請ごとに審査会を開催し、交付の可否を決定します。

三 朝 町

## 「三朝町キラリと光る町づくり支援交付金」募集要項

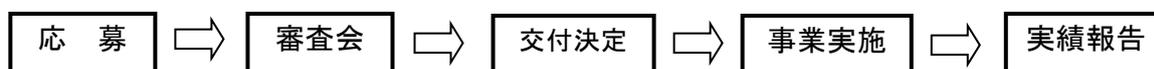
地域づくりに取り組む住民、団体などが、地域の自主・自立の機運を盛り上げ、地域の活性化を促進するために行う主体的な取組を支援します。募集する取組みは、「元気な地域づくり支援事業」と「持続的な地域協議会支援事業」、「明日の三朝町を担う人材育成事業」の3種類となっています。

なお、応募のあった取組みは、審査会により審査し、交付の可否を決定します。

### 1 事業の概要

補助事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率	限度額
<b>① 元気な地域づくり支援事業</b> 町民が工夫を凝らして新しく取り組む自主的な活動	地域づくりに意欲がある町民、町民で構成する団体、町内の集落、企業（町内に事務所を有するものに限る。）で、1年間1回限りとする。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 地域協議会 (2) 当該事業のため、町の他の補助金、交付金等の交付を受けている団体 (3) 政治、選挙、宗教又は特定の思想の普及に関わる団体 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団	補助事業を実施するために必要な経費。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 団体の運営に係る経常的な経費 (2) 人件費、団体構成員に対する個人給付的な経費 (3) 食糧費	2/3 （ただし、移住定住支援事業（婚活事業を含む。）及び地域の魅力整備事業にあつては、4/5とし、1,000円未満の端数は切り捨て）	20万円
<b>② 持続的な地域協議会支援事業</b> 地域協議会が持続的に取り組む自主的な活動	地域協議会（1年2回を限度とし、同一事業につき継続期間は最長3年間とする。）			20万円 （1回につき）
<b>③ 明日の三朝町を担う人材育成事業</b> 将来の三朝町を担う中高生が取り組む研修活動	町内に住所を有する中高生（当該事業のため、町の他の補助金、交付金等の交付を受けているものを除く。）で、1人1回限りとする。			4/5 （1,000円未満の端数は切り捨て）

### 2 事業の流れ



※審査会は随時開催し、交付の可否を決定します。

※事業終了後、実績報告をもって交付額を確定します。

### 3 事業期間

交付決定後、平成 30 年 3 月 31 日までに事業完了する必要があります。

### 4 補助金の対象について

#### (1) 対象経費の例

##### ① 元気な地域づくり支援事業 および ② 持続的な地域協議会支援事業

項目	内容	
報 償 費	講師、アドバイザーなどの謝金	
旅 費	講師、アドバイザーなどの旅費	
需 用 費	消 耗 品 費	用紙・封筒・文具類などの購入費
	燃 料 費	イベントなどのため仮設した会場の暖房用燃料など
	印刷製本費	参加者募集チラシなどの作成費
	光 熱 水 費	イベントなどのため仮設した会場の電気や水道の使用料など (領収書上で区分が困難なものは対象外)
役 務 費	通 信 運 搬 費	講師や参加者募集のための郵券代など (電話代は対象事業の経費として区分困難であり対象外)
	広 告 料	参加者募集の広告費
	手 数 料	振込手数料
	保 険 料	ボランティア保険料
委 託 料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した経費	
工 事 請 負 費	ソフト事業を展開するために必要な施設整備費	
備 品 購 入 費	ソフト事業を展開するために必要な備品の購入経費	
使用料及び賃借料	会場使用料、借上げ自動車代など	
原 材 料 費	単に配布や販売を行う場合は対象外	

##### ③ 明日の三朝町を担う人材育成事業

項目	内容
研 修 費	研修プログラム参加料など
旅 費	海外渡航費など

#### (2) 対象外経費

- ア 団体の運営に係る経常的な経費（電話代、光熱水費、ガソリン代など経常的な経費と区分ができない経費も含む。）
- イ 人件費
- ウ 団体構成員に対する個人給付的な経費
- エ 食糧費

### 5 申請方法

#### (1) 申請について

平成 29 年度内に実施する事業を対象に随時募集を行います。三朝町キラリと光る町づくり支援交付金交付要綱にある様式により、町へ申請してください。

【募集期間】平成 29 年 4 月 3 日から平成 29 年 12 月 15 日まで

#### (2) 選考方法

申請ごとに審査会を開き、交付の可否を決定します。

審査会は申請者によるプレゼンテーションにて行うこととし、審査会の日時・会場は申請者へ別途連絡します。

## 6 対象事業（例）

補助事業名	対象事業（例）
<p>① 元気な地域づくり支援事業 町民が新たな工夫やこれまでの取り組みを拡充して取り組む自主的な活動</p> <p>② 持続的な地域協議会支援事業 地域協議会が持続性を重視して取り組む自主的な活動</p>	<p>1 皆が“誇りをもって活躍できる”町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光情報発信事業</li> <li>・歴史や文化、伝説の保存事業</li> <li>・食の安全推進活動事業</li> <li>・農家民宿経営事業</li> <li>・農村体験交流活動</li> <li>・特産品開発販売事業</li> <li>・地場産業育成事業</li> </ul> <p>2 皆が“安全で安心して暮らす”町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年育成事業</li> <li>・高齢者活動支援事業</li> <li>・安心安全対策事業</li> <li>・生活交通対策事業</li> <li>・子育て支援活動</li> <li>・移住定住促進事業</li> </ul> <p>3 皆が“主役で地域を大切にする”町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくり研修体験事業</li> <li>・モニュメント建設事業</li> <li>・講演会開催事業</li> <li>・健康スポーツ増進事業</li> <li>・文化芸術活動事業</li> <li>・伝統工芸品保存伝習事業</li> <li>・自然環境保全事業</li> <li>・動植物保全事業</li> <li>・ごみ減量対策事業</li> <li>・花づくり事業</li> <li>・地域の魅力整備事業</li> </ul> <p>4 “連携による効率的な”町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信事業</li> </ul>
<p>③ 明日の三朝町を担う人材育成事業 将来の三朝町を担う中高生が取り組む研修活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外ホームステイ活動</li> <li>・海外語学研修活動</li> <li>・長期実習活動</li> <li>・産業体験活動</li> </ul>

## 7 お問い合わせ先

三朝町企画観光課

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬 999-2

電話 0858-43-3514 FAX 0858-43-0647

Mail kikaku@town.misasa.tottori.jp

町HP <http://www.town.misasa.tottori.jp>